

contents

最近のドイツにおける性教育をめぐる論争と

性教育の課題…………… 1

もっと知りたい女子の性③…………… 8

性教育の歴史を尋ねる⑩…………… 10

今月のブックガイド…………… 11

JASEインフォメーション…………… 12

最近のドイツにおける
性教育をめぐる論争と性教育の課題

了徳寺大学教養部教授 池谷 壽夫

はじめに

ドイツの性教育は、1968年の常設文部大臣会議(KMK)「学校における性教育に対する勧告」で学校教育における横断的課題として認められた。そしてとくに1990年代以降理論的にも実践的にも大いに前進してきた¹⁾。1992年の「妊娠葛藤法(SchKG)」第1条にもとづいて、連邦健康啓発センター(BZgA)は「上級州官庁の参加のもとで、かつすべての機関の家族相談施設の代表と協力して、健康予防と妊娠葛藤の回避と解決のために、性的啓発(Sexualaufklärung)についての構想を、それぞれさまざまな年齢・人物グループに合わせて、作成する」任務を負うことになった。これによって性教育が諸州にまたがる公共的な任務へと拡大された。

また「子ども・青少年援助法(KJHG)」(1990年)は、子ども・青少年の権利と参加および男女同権の原則の視点から、青少年援助活動において性教育と性の相談を推し進めていく原動力になった。

こうしたなかで90年代以降各州の性教育指針も

改善されてきた。少し古いのが2004年時点での16州の性教育指針と教授プランをみると(BZgA 2004; 池谷壽夫 2009a)、障害者のセクシュアリティ、性暴力、AIDS、ホモセクシュアリティや他の形態のパートナー関係が取り上げられるようになってきている。例えば、ベルリン州では、2009年に州議会がイニシアチブ「ベルリンは性の多様性の自己決定と受容を支持する」が決議されて、労働・統合・女性局の反差別平等処遇部がその管轄となり、学校と青少年援助でも、とくにLSBTIに対する偏見に関わる差別・いじめ・暴力に気づき、それらをなくし予防するための基礎をつくりだすことが計画・実施されている²⁾。

この間BZgAは性教育に関するさまざまな子ども・青少年向けのパンフレットや研究書を出していく。こうした性教育の取り組みの重要な到達点がWHOヨーロッパ地域事務所とBZgAによる『ヨーロッパにおけるセクシュアリティ教育スタンダード、政策作成者、教育・保健関係当局および専門家のための枠組』(WHO ROE/BZgA 2010)である。また、企画されている性教育のシリーズ『啓発、自己決定および公正』

の一冊として、『セクシュアリティと性教育——基礎編』(Etschenberg 2012)が出されている。とくに前者では、性教育の到達点として「ホリスティック・セクシュアリティ教育 (holistic sexuality education)」が提唱され、年齢と発達にあった性教育の課題が、前思春期と思春期を分けた6つの年齢段階にもとづいて(0～4歳、4～6歳、6～9歳、9～12歳、12～15歳、15歳以上)、8つの主要テーマ、すなわち①人間の身体と人間の発達、②受精と生殖、③セクシュアリティ、④感情、⑤人間関係とライフスタイル、⑥セクシュアリティ、健康および良好な状態、⑦セクシュアリティと権利、⑧セクシュアリティの社会的および文化的決定因(価値・規範)それぞれについて、どのような知識・情報、スキル、態度がその段階で必要なのかが示されている³⁾。

1 性教育をめぐる批判と論争

ところがここ数年、とくに2010年代以降こうした前進的な成果を批判する動きが顕著になっており、メディアを揺るがしている。1つは、ベルリンで起きた事件である。2011年にベルリン教育・青少年・科学省が小学校の情報教材として出した性の多様性に関する教材ボックスが教会と諸団体から批判された⁴⁾。また2013年春には、1991年から出版されよく売っていた絵本『あんたはどこから生まれてくるの?』(Härdin/Geisler 1991)がベルリンの小学校の親から過激すぎると批判の槍玉にあげられた⁵⁾。

2つ目の事件は、2013年11月にバーデン・ヴュルテンベルク州教育改革のために出された報告書(Arbeitspapier 2013)をきっかけに起こった。この報告書のなかで打ち出された5つの指導原理(①職業オリエンテーション、②持続的発展のための教育、③メディア教育、④予防と健康促進、⑤消費者教育)のうちに、「性の多様性を受容する視点」を追加して取り入れるよう求めていたことに保守派が猛反発した。そして教育プラン2015/2016の撤廃を求める請願運動とそれに対抗する反請願運動が州を二分し、連邦レベルにまで拡大していった。緑の党・社会民主党政府が進めようとしたこの教育プランに対して、実科学校教師でキリスト教原理主義者であるガブリエル・シュテングルがただちにインターネットで請願「将来—責任—学習：レインボーの

イデオロギーのもとでの教育プラン2015ではなく」を開始。この請願に対してキリスト教民主同盟、自由民主党、「ドイツのもう一つの道」党が支持を表明し、ドイツ福音主義同盟も賛成した。これに対して、2014年1月には請願に対する反対請願が出され、「社会的に公正な、エコロジー的に持続的で平和な社会のためのキャンペーンを組織している」運動団体のCampactも「青少年に、生活スタイルと性的指向の多様性に対する受容を伝えることは、我々の学校における自由な人格の発達と社会的団結にとって不可欠である」との見地から、請願に反対する署名運動を展開した⁶⁾。

3つ目の騒動は、ペドフィリア(幼児性愛)をめぐって起こった。これ以前にも教会内や教育施設でのペドフィリアも大きなスキャンダルになっていた。そこに2013年9月の総選挙を前にして、緑の党の一部や性教育の推進団体であるプロ・ファミリア(Pro Familia)、著名な性教育学者の故ヘルムート・ケントラー氏(Helmut Kentler)などが70年代から80年代にかけて、ペドフィリアを容認する考えをとっていたとのスキャンダルが流されたのである⁷⁾。

こうした保守の側からの批判と論争の背後には、性教育をめぐるいくつかの課題が潜んでいる。その1つは、性教育の開始以来つねに争われてきた、保護者の教育権と国家への教育委託との関係をめぐる問題である。先の請願書でも要求事項の一つとして「学校と家庭の信頼ある関係の維持」を求めている。もう1つは、社会のセクシュアル化やポルノ化、そしてまた性虐待にさらされている今日の子どもたち(ポルノ世代)に対する保護者の不安が、論争の背後に隠されていることである。

2 保護者の教育権と国家・学校の教育権

まず前者について。各州では学校における性教育の基本的内容と方針が学校法や教授プランに書かれており、性教育はとくに生物の教科を中心に展開されている。また学校法には、学校の性教育は教育権者(保護者)の性教育を補うものであること、教育権者には性教育の目標・内容・形態に関して適宜情報を与えねばならないことが、その強弱はともあれ、必ず書かれている。それゆえ、学校では親の会であるいは親への手紙などで、教員は性教育の実施

図表 1 親への手紙で添付された計画

課 題	内 容
・生物の生殖の基礎を記述する ・構造と機能との関連を記述する ・それぞれの生物圏における身体特徴と生活様式の可変性と適応性 ・図とテキストから生物学的な記述を導き再現する ・寛容と受容を示す ・自分の身体 の健康保持の結論を出す ・模型で作業する ・実験を計画し、実施し、評価する ・得たデータを表にする ・収集し整理する	種子植物、脊椎動物および人間の有性生殖・繁殖 種子植物の無性生殖 脊椎動物網内部の卵子の構造における変化 脊椎動物での個体の発育 留巢鳥と離巢鳥 子育て 思春期における女子と男子の身体的変化 ヘテロ・バイ・ホモセクシュアルな生活形態における愛とセクシュアリティ 思春期、夢精、月経、生殖器の衛生、性病、避妊 血液の構造、受粉、受精、受粉の試み 発芽を試みる ← 物理学 種子の散布と果実 模型を作る ← 物理学 果実と種子

に当たって、保護者にその内容について説明することになっている。例えば、ブランデンブルク州ポツダムにあるヴォルテール総合学校の生物の授業では、担当教員のマイウス氏は親への手紙を書き、州学校法や生物の基本教授プランにもとづいて図表1のような授業を行うことを伝えている⁸⁾。

それでも、70年代以降今日に至るも、学校における性教育をめぐる保護者と国家が対立してきている。この点で、教育権者である保護者に対して性教育についての内容や方法などについて丁寧な説明を事前に行い、保護者の了解と協力を得ることがいっそう求められている（このことは日本の性教育においてはもっと必要であろう）。

3 ポルノ化に対する保護者の不安と「ポルノ・コンピテンス」

第2の親の不安について言えば、社会のポルノ化が子どもたちの性に悪影響を及ぼすのではないかという保護者の不安が、性教育の早期化や性の多様性を認める性教育への批判というかたちで表現されている。社会のポルノ化とそこで育つポルノ世代と呼ばれる子どもたちとに対する不安の中で、保護者は学校に対して、ポルノ化を免れた唯一の「保護空間」の役割をますます期待するようになっており、そうであるからこそ学校における性教育によけいに敏感になっているのである。例えば性の多様性を学ぶことによって息子がゲイにならないかと心配した親が、性の保護空間としての学校を求めるというように、である。

実際、インターネットでポルノを見ている青少年（特に男子）は多い。有名な青少年雑誌『ブラボー』が行った青少年調査（Bravo 2009）によると、13歳ですでに69%の男子、43%の女子が、テレビ、インターネット、DVDなどでポルノ写真・映画をみており、13歳以降その消費割合は増えている。ただし定期的に見ているヘビーユーザーは男子8%、女子1%である。BZgAが2009年に行った調査（BZgA 2010）では、性情報源としてインターネットを利用しているのは男子41%、女子29%である。また旧東ドイツ地区を中心に行われた青少年調査（PARTNER 4 2013）では、16～18歳の男子の90%、女子の68%がポルノをみており、すでに14歳以前に男子の半数と女子の3分の1がインターネットでポルノをみている。さらに、2009年にハンブルク大学性研究・法精神医学研究所のマティーセンらのグループによる青少年160人のインタビュー調査（Schmidt/Matthisen 2012）では、16～19歳の若年男性の3分の1が少なくとも週に一度かもっと頻繁にポルノをインターネットでみている。ある報道によると、6学年の生物の性教育の授業で、生徒たちの間で「アナルセックス」や「オーラルセックス」といった言葉が飛び交うほどだという⁹⁾。

もっとも、最近の研究ではポルノ消費が青少年に一方的に影響を及ぼしているわけではないことが明らかにされている。マティーセンたち（Schmidt/Matthisen 2012）は2つのテーゼを提起している。
①ポルノをみている12～15歳の青少年は何も書かれていない書板で、そこにポルノに典型的なスクリプトが書き込まれるといったたぐいのものではな

い。②彼らは自分のラブ・マップに合うようなポルノに対して特に関心があり、それらを探して、ポルノを選びながら利用している。つまり、青少年、特に男子はポルノの受動的な受け手ではなくて、すでにそれまでの生育の中でつくられたスクリプトを持ち、それにもとづいて主体的にポルノを取捨選択したり、利用したりしているというのである。問題は、このスクリプトがどの程度そしてどのようにして青少年期のポルノ消費で変容されるのかである。例えば、スクリプトの一部をなす伝統的なジェンダー・スクリプトとポルノとの関係で、前者が後者の消費のレディネスを高めるのか、あるいは逆に後者が前者に影響を及ぼすのが問題となる。マティーセンらによると、ポルノ消費が軽蔑的な女性像に貢献しうるのは排除されえないが、それは証明もされていない。またこの精神的なスクリプトとは別に、後になって獲得される表層にある男女間での相互作用的なスクリプトがあることも別の研究で指摘されている¹⁰⁾。

こうしたポルノ化に対して、今ドイツの性教育者の間ではポルノを禁止するのではなく、「ポルノ・コンピテンス」を青少年に積極的に身につけさせようとする取り組みが進められつつある。その手始めとして、まずは教師側の「ポルノ・コンピテンス」の向上が求められ、プロ・ファミリアやEUの団体Klicksafeの協力のもとに『ポルノについて話そう』(Let's talk about Porno 2011)という学校と青少年援助活動用の教材が開発されている。また青少年向けには、インターネットを利用したプロジェクトとして、BZgAは数年前からwww.loveline.deを提供し、青少年がインターネットで性の知識を得たり性の悩みを解決したりするのに貢献しているし、プロ・ファミリアでは青少年と大人向けのオンライン性相談としてSextraを1990年代半ば以降開設している¹¹⁾。

他方、性的虐待については、2010年3月に連邦法務省のもとに円卓会議「公私の施設および家族における依存・権力関係下での子どもの性的虐待」が設けられ、2011年11月にその最終報告書(Abschlussbericht 2011)が出されている。それにもとづき、「性的虐待の犠牲者権利を強化するための法律(StORMG)」が制定され、2013年9月1日から施行されている。とくに性教育に関して言えば、この最終報告にもとづいて

2012年以降最大6年の期限付き准教授の講座が5つ設けられた。ただ、そのうち直接性教育に取り組んでいるのはキール大学だけである。ドイツの大学では日本と同様に、性教育の講座はない。メルセブルク大学では、2001年以降性教育と家族計画に関するマスターコースと2つの継続研究コースとからなる統合的コースがあり、キール大学では性教育学を教育学の学士・修士コースの重点として選ぶことができるようになっていだけである(Sielert 2011)。ドイツでは、教員養成での性教育プログラムと教員の性教育に関する資質向上が緊急に求められている。

ハンブルク州では、性教育の重要な課題として、この間性暴力防止への取り組みを行っている。2012年度には、Zündfunke e.V.という性暴力・虐待防止を目的とした団体と協力して小学校1年生から性暴力防止の取り組みを進めたり、パンフレット『性的な境界侵犯 子ども・青少年間の性的境界侵犯の際の行動』を出している。また、性の多様性、とくにホモフォビアに対する取り組みとして、8学年以上のクラスで、MHC(マグヌス・ヒルシュフェルト・センター)へ行ってセミナーを受けることを実施している。さらにとくに男子教育を重視して、教員研修として、「男子と学校」をテーマとした催しが行なわれている¹²⁾。

その他、学校(教員)と社会教育(社会福祉教育者 Sozialpädagoge)との間での性教育の連携がこれまで以上にますます重要になっている¹³⁾。ドイツでは学校が全日制学校となったとはいえ、授業はたいてい2時で終わり、4時には学校は閉まってしまうので、放課後を過ごす青少年に対して、青少年援助活動などの社会教育での取り組みが重要となっているし、学校ができない性教育の部分を社会教育に補ってもらうことも課題となっている。

ハンブルクでは、毎年学校でプロジェクト・ウィークとして6学年と8学年で性に関係する催しを行っているが、ここにプロ・ファミリアや家族計画センターなどの団体が参加している。また逆に教員の引率のもとに生徒が学外の施設に行くが、教員の立会いなしに性教育講座を受けたりしている。プロ・ファミリアではこうしたかたちで年間5000～7000人の青少年が利用しているし、性教育の教員研修も行われている¹⁴⁾。

4 青少年は正確な性知識を知らないし、知りたがっている

保護者の不安にもかかわらず、ポルノ世代の青少年はセクシュアリティについて大事なことをきちんと知っているわけではない。ドイツの青少年の多くは16歳から17歳までに性交経験をすませているのに、女子の半数は正確な妊娠時期を知らないし、なおのこと男子は知らないといった状況にある（BZgA 2010; Bravo 2009）。実際に初経や精通について知っていてその準備ができていた者は、女子73%、男子52%となっており、まったくその準備がなかったものは、男女とも1割いる（女子11%、男子10%）。また20歳までピルが無料でもらえることを知っているのは、女子65%、男子37%であり、「アフターピル」を知っているのは女子78%、男子58%となっている（BZgA 2010）。

こうみると、女子にもきちんとした性知識が定着してはいないが、男子は自分には性知識があると思いついでいるわりには、実は正確な知識を知らないのである。この点は日本の学校も似た状況で、意識的に男子に向けた性教育が必要となっている¹⁵⁾。

そしてまた、青少年は性に関してもっと知りたいと思っている。全体として女子では男子よりもその思いが強く、知りたい内容は、①性病、②妊娠中絶、③妊娠、出産、④避妊などであり、男子では、①性行為、②性病、③避妊、④優しさ、愛情などとなっている（図表2）。

おわりに

～性教育のパラダイム転換が求められている

以上のような性教育の現状と課題に直面して、今ドイツでは性教育のパラダイム転換が求められ始めている。これを強く主張しているのがヴァルトル（Valtl 2008）で、これまでの性教育概念にかえて《sexuelle Bildung》概念を提起している¹⁶⁾。彼はこれまでのドイツにおける性教育を振り返って、性教

図表2 性に関してもっと知りたいこと（%）

	女子	男子
性病	42 ①	33 ②
妊娠中絶	37 ②	20 ⑤
性行為	31 ⑤	37 ①
妊娠、出産	34 ③	20 ⑤
避妊	33 ④	29 ③
優しさ、愛情	30 ⑤	27 ④
月経、排卵	23	20 ⑤

BZgA（2010）より作成。

育の発展を3つの時期に区分している（図表3）。

60～70年代はセクシュアリティの社会的タブー化を背景にして、青少年にはどのような情報がどの年齢段階で与えられてよいかが争われた。この段階の性的啓発では一面的に認知的なものが中心であった。80～90年代には、男女関係の変化、多様な性的生活形態の承認の高まり、性暴力や性病（とくにエイズ）の防止が課題となり、それらのテーマで焦点になったのは、性的な自己決定であった。性的啓発は性教育に組み込まれた。しかし今日では、男女や多様な性的生活形態の平等がヨーロッパの権利となり、HIVや暴力の防止は性教育の実践の確固とした要素となり、性的自己決定は多くの若者にとっては自明となっている。今や根本問題は、「こうしたコンピテンスと自己決定を達成してきた人々にわれわれは何を提供できるのか。どのような性教育への寄り添いがポストモダン社会において彼らに合っているのか」となる。この問いに答えるために、「性的自己形成」が提起される。

この「性的自己形成」の特徴の1つは、自己決定と学習中心である。ヴァルトルが《Bildung》を用いるのは、伝統的にこれには人格の形成とくに自己形成が含意されているからである。すなわち、「人格（主体）は世界の内容（客体）を自ら獲得するのであって、教育者はこの過程にただ寄り添うだけである。Bildung概念はしたがって、学習者に与して、自己決定的な学習形態と自律の促進を強調する」。

図表3 性教育の段階の移行

		性的自己形成（Sexuelle Bildung）
		性教育（Sexualpädagogik）
		性的啓発（Sexualaufklärung）
1960～70年代	1980～90年代	2000年以降

こうして「性的自己形成」においては、子ども・青少年は自分の性的発達の独自の主体としてとらえられる。2つ目は、「性的自己形成」がそれ自体価値を持つということ、つまりセクシュアリティをそれ自体価値あるものとして認め促進することである。3つ目は、「性的自己形成」は具体的なもので有用だということである。ここでは内容豊かな新たな性文化を創り出すことが重視されている。4つ目は、「性的自己形成」は全体的な人間の（自己）形成だということである。したがって、「性的自己形成」はすべての人生期とすべてのコンピテンスレベル（①認知レベル、②情動レベル、③行動レベル、④エネルギーレベル、⑤実践のレベル、⑥より深い身体レベル）に関わり、人間の存在の全体性のなかでのセクシュアリティの意義に関する問題に取り組む。最後の特徴は、「性的自己形成」は政治的なものだということである。セクシュアリティと社会は相互に影響を及ぼし合うので、性的自己形成もまた政治教育なのである。こうした広いパースペクティブのもとで、「性的自己形成」は、「民主主義社会における成熟した市民の、自己決定的で情報を与えられ実践的に有能なライフスタイルの統合的な構成要素」になることが目指されている。

ドイツでも日本でも今、新自由主義下での社会のいっそうのポルノ化と個人主義化のなかで、青少年の主体性と自己決定を尊重した性教育の支援のあり方を親や社会教育関係機関と共同しながら、模索することが求められている。

【註】

- 1) こうした性教育の前進の結果、1968年の勧告は達成されたとして、2002年以降無効となった。なお、旧西ドイツの性教育の歴史については、池谷壽夫（2009a; 2011）、旧東ドイツの性教育の歴史については、日本福祉大学の紀要『社会福祉論集』、『現代と文化』および『こども発達学論集』に掲載した一連の拙稿を参照。
- 2) <http://www.berlin.de/lb/ads/gglw/isv/>
- 3) この文書の背景とその意義と特徴については、池谷壽夫（2014）参照。
- 4) <http://www.tagesspiegel.de/berlin/schule/leserdebatten-aufklaerung-ueber-homosexualitaet-schon-in-grundschulen/4306248.html>; <http://www.erzbistumberlin.de/medien/pressestelle/aktuelle-pressemeldungen/pressemeldung-datum////ein-medienkoffer-fuer-sexuelle-vielfalt/>
- 5) <http://www.welt.de/politik/deutschland/article115526137/>

So-schoen-ist-dass-es-schoener-nicht-werden-kann.html. 前年にスイスのバーゼル市でも、小学校と幼稚園に配られた「セックスボックス」が批判されたが、その中にビロード製のヴァギナと木製のペニスとともに、この絵本が入っていた。

- 6) この論争の詳しい経過については、Kontroverse um den Bildungsplan 2015 Baden-Württemberg ([http://de.wikipedia.org/wiki/Kontroverse_um_den_Bildungsplan_2015_\(Baden-W%20C3%BCrttemberg\)](http://de.wikipedia.org/wiki/Kontroverse_um_den_Bildungsplan_2015_(Baden-W%20C3%BCrttemberg))) を参照。
- 7) この詳しい経過については、Pädophilie-Debatte (Bündnis 90/Die Grünen) ([http://de.wikipedia.org/wiki/P%20C3%A4dophilie-Debatte_\(B%20C3%BCndnis_90/Die_Gr%20C3%BCnen\)](http://de.wikipedia.org/wiki/P%20C3%A4dophilie-Debatte_(B%20C3%BCndnis_90/Die_Gr%20C3%BCnen))) を参照。なお、性教育学者ジーラート氏へのインタビュー記事 (<http://www.dw.de/sielert-naiver-umgang-mit-p%20C3%A4dophilie/a-17156907>) によると、当時は、ペドフィリア概念について一致がなかったし、それが何かについても正確には知らない者もいた。したがって、ペドフィリアや青少年同性愛 (Ephebophilie)、子どもや依存した青少年に対する性的虐待としてのペド・セクシュアリティの間の区別も知らなかったし、ペドフィリアが「子ども好き」とナイーブに混同されてもいた。
- 8) 2013年9月7日のマイウス (Guido Mayus) 氏とのインタビューでいただいた資料より、マイウス氏は、ドイツ教育・科学組合 (GEW) ベルリン支部のゲイ教員サークルメンバーとして活動している。GEWからは、教科書で LSBTI がどう取り扱われているかを分析した調査研究『教科書における男女の構築とレズビア、ゲイ、バイセクシュアル、トランスセクシュアル、インターセクシュアルの記述』(Bittner 2012) が出されている。
- 9) <http://www.faz.net/aktuell/politik/inland/sexualerziehung-denn-sie-wissen-nicht-was-es-ist-12014298.html>. なお、ドイツで有名な青少年ポルノサイトは YouPorn である。
- 10) なお、BZgA (2013) も参照。
- 11) 教育者向けには www.schule.loveline.de がある。
- 12) 2013年9月11日、ハンブルク州教員教育・学校開発研究所における予防・介入・相談部の健康促進・性教育担当責任者 Beate Proll さんと男子教育担当者の Marcus Thieme 氏への聞き取りによる。
- 13) 青少年援助活動、とくに男子援助活動での性教育の取り組みおよび学校と青少年援助活動との連携については、池谷壽夫 (2009b) 参照。
- 14) 2007年9月3日に行ったプロ・ファミリア (ハンブルク) の性教育担当者トーマス・ハーン氏への聞き取り、および2013年9月10日のプロ・ファミリアでの聞き取りによる。
- 15) 池谷壽夫 (2009c)、Hashimoto et.al. (2011) および橋本紀子他 (2011) 参照。
- 16) ドイツでは「性教育」という言葉に対応するものに《Geschlechtserziehung》、《Sexualpädagogik》、《Sexualerziehung》、《Sexualaufklärung》がある。《Geschlechtserziehung》概念は、60年代まではよく使われたようだが、今では使われない。《Sexualpädagogik》とは、「性の社会化も人間のセクシュアリティへの意図的な影響も研究し学問的に反省する、教育学の1アスペクト部門である」のに対して、「実践としての Sexualerziehung」は、「子ども・青年・大人の性

的モチベーション、彼らのセクシュアリティの発現・行動形態の発展、ならびに彼らのセクシュアリティの態度・意味アスペクトの発展に対する、持続的な、意図された影響行使を意味している」。また《Sexualaufklärung》は「人間のセクシュアリティのあらゆるテーマについての事実と関連に関する情報伝達」を意味し、《Sexualerziehung》の一部をなす (Sielert 2005, 2008)。ただし、『ヨーロッパにおけるセクシュアリティ教育スタンダード』のドイツ語版で《Sexuality Education》の翻訳として《Sexualaufklärung》が用いられているように、後者は今日では前者のシノニムとして、セクシュアリティの包括的で全体的な教育として理解されている。しかし、ドイツの連邦レベルでは国家は各州の学校教育 (Bildung und Erziehung) に干渉してはならないので、連邦レベルでは《Sexualaufklärung》が用いられる (Sielert 2011)。

【参考文献】

- Abschlussbericht (2011). Runder Tisch Sexueller Kindesmissbrauch in Abhängigkeits- und Machtverhältnissen in privaten und öffentlichen Einrichtungen und im familiären Bereich. http://www.rundertisch-kindesmissbrauch.de/documents/AB%20RTKM_barrierefrei.pdf.
- Arbeitspapier für die Hand der Bildungsplan-kommissionen als Grundlage und Orientierung zur Verankerung der Leitprinzipien (2013). http://www.kultusportal-bw.de/site/pbs-bw/get/documents/KULTUS.Dachmandant/KULTUS/kultusportal-bw/Bildungsplanreform/Arbeitspapier_Leitprinzipien.pdf.
- Bittner, Melanie (2012). Geschlechterkonstruktionen und die Darstellung von Lesben, Schwulen, Bisexuellen, Trans* und Inter* (LSBTI) in Schulbüchern. Eine gleichstellungsorientierte Analyse von Melanie Bittner (http://www.gew.de/Binaries/Binary88533/Schulbuchanalyse_web.pdf). GEW.
- Bravo Dr. Sommer-Studie 2009 Lieber! Körper! Sexualität! (http://www.baueradvertising.de/uploads/media/BRAVO_DrSommerStudie2009_Sperrfrist_2009-05-12_gr.pdf).
- BZgA (2004). Richtlinien und Lehrpläne zur Sexualerziehung. Eine Analyse der Inhalte, Normen, Werte und Methoden zur Sexualaufklärung in den sechzehn Ländern der Bundesrepublik Deutschland.
- BZgA (2010). Jugendsexualität 2010. Repräsentative Wiederholungsbefragung von 14- bis 17-Jährigen und ihren Eltern - Aktueller Schwerpunkt Migration -
- BZgA (2013). Jugendsexualität im Internetzeitalter. Eine qualitative Studie zu sozialen und sexuellen Beziehungen von Jugendlichen.
- Etchenberg, Karla (2012). aufgeklärt, selbstbestimmt und fair. Heft 1: Sexualität und Sexualerziehung - Grundlagen. Materialien für Lehrerinnen und Lehrer der Jahrgangsstufen 5 bis 13. Köln und Friedrich Verlag, Seelze
- Hashimoto, Noriko et al. (2011). Sexuality education in junior high schools in Japan, Sex Education, Routledge, Vol. 11, No. 4, pp. 1-22.
- Sonja Härdin (Autor), Dagmar Geisler (Illustrator) (1991). Wo kommst du her?: Aufklärung für Kinder ab 5. Let's talk about Porno. Jugendsexualität, Internet und Pornographie. Arbeitsmaterialien für Schule und Jugendarbeit. 2011. ([klicksafe_Modul_Lets_talk_about_Porno_Februar_2011\[1\].pdf](http://www.klicksafe.de/modul/Lets_talk_about_Porno_Februar_2011[1].pdf)).
- PARTNER 4 (2013). PARTNER 4 Sexualität & Partnerschaft ostdeutscher Jugendlicher im historischen Vergleich. Handout zum Symposium an der HS Merseburg am 23. Mai 2013 (http://www.ifas-home.de/downloads/PARTNER4_Handout_06%2006.pdf).
- Schmidt, /Matthisen (2012). Internetpornographie. Jugendsexualität zwischen Fkten und Fiktionen. (<http://www.jugendschutz-niedersachsen.de/wordpress/wp-content/uploads/2012/03/Dr.-Matthiesen-Silja-Vortrag-Jugendsexualit%C3%A4t-zwischen-Fakten-und-Fiktion.pdf#search=Internetpornographie+jugendsexualitaet>).
- Sielert, Uwe (2005). Einführung in die Sexualpädagogik. Beltz 2005.
- Sielert, Uwe (2008). Sexualpädagogik und Sexualerziehung in Theorie und Praxis. Renate-Berenike Schmidt, Uwe Sielert (Hrsg.). Handbuch Sexualpädagogik und sexuelle Bildung. Juventa Verlag Weinheim und München 2008. S. 39-52.
- Sielert, Uwe (2011). Sexualaufklärung in Deutschland. Forum. Sexualaufklärung und Familienplanung (BZgA), 2-2011, S. 28-32.
- Valti, Karlheiz (2008). Sexuelle Bildung: Neues Paradigma einer Sexualpädagogik für alle Lebensalter. Renate-Berenike Schmidt, Uwe Sielert (Hrsg.). Handbuch Sexualpädagogik und sexuelle Bildung. Juventa Verlag Weinheim und München. S. 125-140.
- WHO Regional Office for Europe and BZgA (2010). Standards for Sexuality Education in Europe. A framework for policy makers, educational and health authorities and specialists. Federal Centre for Health Education, BZgA Cologne.
- 橋本紀子他 (2011) 日本の中学校における性教育の現状と課題、女子栄養大学『教育学研究室紀要—〈教育とジェンダー〉研究—』第9号、pp. 3-20。
- 池谷壽夫 (2009a) ドイツにおける性教育の歴史と現状、『10代の性感染症急増下の日本における性教育の実態と課題に関する研究』(科研報告書: 代表橋本紀子、研究課題番号: 18330172)、pp.133-154。
- 池谷壽夫 (2009b) ドイツにおける男子援助活動の研究 その歴史・理論と課題、大月書店。
- 池谷壽夫 (2009c) ないない尽くしの男子—今こそ男子と向き合おう、『季刊 セクシュアリティ』第41号、pp. 82-85。
- 池谷壽夫 (2011) ドイツ—東西格差を乗り越え、国家レベルで調整・推進される性教育、橋本紀子監修『こんなに違う! 世界の性教育』メディアファクトリー、pp. 95-120。
- 池谷壽夫 (2014) 『ヨーロッパにおけるセクシュアリティ教育スタンダード』——その背景と特徴、『季刊 セクシュアリティ』第65号、pp. 92-101。

10代の若い女性が悩む月経不順。でもまだホルモン分泌が安定しない10代は不順であることが多いものです。

月経が始まってすぐには排卵がないこともあり、数年後から排卵周期が確立すると言われています。また家系的に不順の場合もあり、お母さんも不順だったという人は不順でも排卵はしていることも多いので、月経不順イコール妊娠しにくい、と考えるのは早計です。

逆に月経が順調だから妊娠は問題ないと思込むのも問題です。妊娠したいと思った時は3か月だけでも基礎体温を計って月経期の低温相と排卵後の高温相があるかどうかを確認してみることが大事です。

排卵を阻害するもっとも多い原因は、ダイエットによる体重減少性無月経や、神経性食思不振症などの栄養障害です。脳下垂体や卵巣などは小さな器官ですが、個体の保存と種の保存が天秤にかけられると個の保存が優先され、次世代を作る妊娠機能は後回しになってしまうのです。若いうちは見栄え重視でダイエットをして、あとで後悔している女性が後を絶たないのは残念なことです。



妊娠可能期間はだまかには15歳から45歳くらいまでの30年間です。

15歳から25歳まではまだ早い、35歳から45歳はもう遅い、と言われても、25歳から35歳の間にうまく妊娠できる環境が保証されているわけではありません。また、35歳には産もう、と思っても、そのためには34歳くらいで妊娠していなければならず、妊娠は思い立ってから1年くらいかかることもあるので、そのためには33歳くらいから妊娠を試みなければ間に合わず、となると32歳くらいには相手をほぼ決めるつもりでないと間に合わない可能性があります。

男性に比べて女性は妊娠・出産を引き受ける側なの

で、人生設計と妊娠が密接に関係します。社会環境が整っていれば、いつ妊娠してもライフプランの変更を考える必要はありませんが、マタニティハラスメントという言葉があるように、妊娠と仕事や家庭生活のバランスを取るのは今の日本ではそう簡単なことではないのです。

都議会で子育て支援の質問に立った塩村文夏議員に対して「産めないのか？」ヤジが問題になりましたが、結局うやむやにされました。全国で同じようなハラスメントは常態化しており、今更感もありましたし、そういった野次が飛ぶような環境が日本の少子化を加速していることに気づかないことの方が大きな問題だと思います。



1970年代までは、「皆婚皆出産主義」と言われるように、基本的にすべての男女は結婚するものでしたし、結婚すれば子どもを持つとするものでした。1980年代からその傾向は崩れ、DINKSと言われるような子どもを持たない選択や、1990年代からの非婚化を受けて、結婚や出産は個人の選択となりました。

それでも、日々の産婦人科診療を行っている、妊娠するまで不妊治療を続けるという女性や、妊婦健診でどうしても男の子を産まなければ、と切羽詰っている女性を見かけます。

妊娠は、したくないときにも起こりますし、その一方で様々な原因から不妊カップルは15%くらいだと言われており、不妊原因は女性だけではなく男性因子もあるにも関わらず、妊娠するのは女性だけであるがゆえに「妊娠しない」ということが女性性の否定に思えたり、原因が男性因子であっても妊娠しないことを責められたりするものです。

妊娠しなければ妊娠しないのかと言われ、妊娠していると妊娠したのかと言われ、もう妊娠しない50代にもなればもうできないのかと言われるという理不尽

な扱いを受けますが、そもそも男性が妊娠できないだけですから気にする必要はないのです。

妊娠は誰にでも公平に起こるわけではありません。妊娠しなくなかった女性が人工妊娠中絶を考える一方で、なかなか妊娠しない場合もあります。1回のセックスで妊娠することもあります。産科婦人科学会の不妊症の定義が「通常の夫婦生活を営んで2年間妊娠しないもの」となっている通り、セックスすれば必ず妊娠するわけでもないのです。

この「通常の夫婦生活」というのも今となつては定義の意味を成しませんが、定義された昭和の時代には週2～3回とみなされていたようです。不妊治療に通っている方にそうお伝えすると、そんなに性交している時間がない、という反応をされることが多く、性交の意味も価値も変化しているのを感じます。

特に30代以降に性交回数が減り、体外受精を受けても妊娠率は40%、40代になると妊娠率はさらに下がり、出産まで至るのは10%程度になってしまうことを考えると、高齢出産も確かにリスクは高いのですが、妊娠したときが産みどきと考えれば前向きに受け止めることができますでしょう。



近年、ガラス化法という画期的な方法が開発され、卵子が凍結保存できるようになりました。これまでも精子と出会って受精が起こった受精卵は凍結保存できていました。しかし、卵子単体では安定性が悪く解凍しても使用できなかったのです。

しかし、卵子が凍結できるとなると、結婚していなくても、パートナーが決まっていなくても若いうちに卵子を保存しておくことができます。つまり体内では確実に老化していく卵子の時計を止めて、必要な時に進めることができますのです。

これまでは白血病などで抗ガン剤の治療を受けなければならない場合は、卵子がダメージを受ける可能性があり、治療を受けて命が助かっても子どもを持つ選択肢は保証されていなかったことを考えると隔世の感があります。

保険のように卵子を凍結できるだけで、希望が持て

ます。それ以外の状況でも、ライフプランとして30代後半で子どもを産もうと考える女性には20代の若い卵子を凍結保存しておくだけで妊娠率を保つことができますし、慌てて妊娠しなくてもよくなるのです。これは女性の人生の選択にとって大変画期的な方法と言えます。

もちろん、まだ誰でもアクセスできる方法ではありません。金銭的な問題もありますし、針を刺して卵子を取り出すことに心理的抵抗のある人もいるでしょう。自然が一番、と妊娠できなくてもそれを受け入れることも一つの考え方です。多様性ということを考えれば、選択できることが重要です。女性の生殖時計を少し止めるだけで、資格を取ったり留学したりすることを少しだけ優先することができるのです。



自分の月経周期を把握する。卵子の老化や子宮の状態を認識する。そして産みどきを設定する。自立した女性の自律した管理は他の誰かに委ねるものではなく自分で決めることなのです。

もちろん、パートナーの意見もあるでしょう。しかし、女性のからだ、女性の人生の責任は男性にはとれません。たとえ、一生暮らせるだけのお金があっても、入籍しても、一人の女性の人生キャリアの変更を余儀なくする責任など、他人にはとれないものなのです。

ヒトの生殖は有性生殖ですから、自分だけで妊娠するのではないにしても、自分の人生設計をもう少し自分で立てることができるなら、女性が自立しやすくなることでしょう。

避妊と不妊は表裏一体です。避妊しているつもりが不妊になっていないか、不妊が心配で急ぎすぎでいないか、妊娠を引き受けてパートナーの分も子孫に責任を持たざるを得ない女性だからこそ、妊娠させられる性ではなくて、妊娠する性として、自分のからだに責任をとりたいたいものです。

性教育の歴史を尋ねる

戦後・純潔教育編

茂木輝順

第17回 純潔教育委員会から純潔教育分科審議会への改称(その2)

もてぎ てるのり
女子栄養大学大学院栄養学
研究科保健学専攻博士後期
課程修了、博士(保健学)

前回に引き続き、文部省の純潔教育委員会が純潔教育分科審議会へと改称された経緯⁽¹⁾を述べたいと思います。「文部省の機構を簡素化すること、戦後の教育の民主化を推進するにふさわしい中央教育行政機構を設ける必要から」⁽²⁾文部省の機構改革が進められる中で、1949(昭和24)年5月31日に文部省設置法や文部省組織規程が公布されます。文部省組織規程には、「純潔教育分科審議会」の名称が登場していて、少なくともこの時点までに、それまでの純潔教育委員会は、独立した審議会ではなく、社会教育審議会の分科会という位置づけとなることが決まっていたことがうかがえます。

続いて、同年7月5日に公布(同日施行)された社会教育審議会令(政令第248号)では、第1条で、「社会教育審議会」は「社会教育に関する諸計画の立案に関する事項」とともに「純潔教育に関する事項」など計5つの事項について、「文部大臣の諮問に応じ」「調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する」とその役割が定められ、第6条では、「審議会に、第一条に掲げる事項を分担させるため」、「純潔教育分科審議会」など3つの「分科会を置く」と定められます⁽³⁾。

実際の純潔教育分科審議会の活動については、山室民子が「昭和二十四年九月から(中略)再出発すること、なりました」と述べていた(前回参照)ように、純潔教育分科審議会の法的な位置づけが確立した後の1949年9月16日から開始されたようです。文部省調査普及局編『文部時報』の「文部日誌」によると、最後の純潔教育委員会が開催されたのが1949年7月8日⁽⁴⁾、最初の純潔教育分科審議会が開催されたのが同年9月16日⁽⁵⁾であったことがうかがえます。

上述のように1949年に文部省の機構改革が進められたものの、文部省設置法は公布から1年足らずの1950年3月27日に改正(4月1日施行)されます。その理由の一つは、「現在、文部省設置法によりますと、二十四の各種審議会が設けられておりますが、類似のもの等をこの際整理統合いたしまして十八にいたしました

い」と説明されています⁽⁶⁾。この改正によって、それまでの、社会教育審議会、青少年教育審議会、労働者教育審議会の三つの審議会が、一つの社会教育審議会に統合されました。その結果、同年4月27日に新しい社会教育審議会令(政令第97号)が公布(同日施行)され、それまでの社会教育審議会令は、青少年教育審議会令、労働者教育審議会令とともに廃止となります。新しい社会教育審議会令の第1条で、「社会教育審議会」は「社会教育に関する総合的な諸計画の立案に関する事項」とともに「純潔教育に関する事項」など計9つの事項について、「文部大臣の諮問に応じ」「調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する」とその役割が定められ、第6条で、「審議会に、第一条に掲げる事項を分担させるため」、「純潔教育分科審議会」など計7つの「分科会を置く」と定められています⁽⁷⁾。

つまり、1949年の社会教育審議会令と1950年の社会教育審議会令の純潔教育分科審議会に関する記述は全く同一です。ところが、後世の性教育・セクシュアリティの研究書のほとんどが、1949年の文部省組織規程や社会教育審議会令、あるいは、山室民子のような当事者による記録を見過ごし、1950年4月27日の社会教育審議会令をもって、純潔教育委員会が純潔教育分科審議会に再編されたと誤認してきたということです。

【注】

- (1) 前回と同様に、今回も以下の論文を参考としています。斎藤光「『男女の交際と礼儀』の基礎研究」『京都精華大学紀要』33号2007年
- (2) 1949年4月25日の衆議院内閣委員会における柏原義則政府委員(文部政務次官)の答弁(国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/> を参照)。
- (3) 『昭和年間法令全書』第23巻-5(印刷局出版、原書房(2010年)による復刻)
- (4) 「文部日誌」『文部時報』864号1949年9月p.32
- (5) 「文部日誌」『文部時報』866号1949年11月p.71
- (6) 1950年3月3日の衆議院内閣委員会における高瀬莊太郎文部大臣の答弁(国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/> を参照)
- (7) 『昭和年間法令全書』第24巻-5(印刷局出版、原書房(2012年)による復刻)

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

他人事ではない

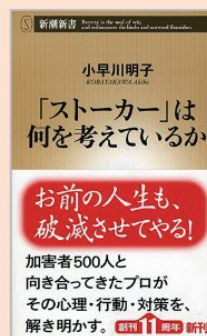
怖い本である。警察によるストーカークの認知件数は、いまや年間で2万件を超え、実際には女性の加害者も男性と同じくらいいるという。最近ではネット上の交際だけで、リアルで会っていたわけでもない相手を狙うケースまで増えているらしい。

著者はストーカー被害に関わってきた心理カウンセラーで、自身が扱った事案を振り返りながら、ストーカー加害者の内面と、病理の本質を露にしていく。彼女が加害者の側のカウンセリングにこだわっているのは、これまでの経験から、ストーカー問題を解決するには、法律的な処罰では事足りず、結局のところ、加害者が自分自身の病態に気づき、そこから脱出して憎悪の根を絶つしかない、との認識があるからだ。

犯罪的な相手に切り込んでいくカウンセラー自身も、相当に危険だということは素人にも理解できる。にもかかわらず、著者があえて加害者の懷に飛び込んでいくとするのは、かつて関わった事件での後悔があるからだ。それは、女性から別れを告げられてもあきらめきれない男が、執拗に元の恋人を追いかけ、脅迫し、しまいには殺傷して自死してしまった逗子事件。

著者はこの件の被害者から相談を受けていたが、加害者に介入する機会を逸し、また、被害者に有効な対処法を提示することができなかった。そのことの無念が、まるで戦場のような修羅場へと彼女を向かわせる。

そうした無惨な事例のレポートの数々は、なまじのホラー映画よりもよほど恐ろしく、内蔵に鉛を詰め込まれるような憂鬱を読み手にもたらす。こんな理不尽な暴力がどうして許されるのか、と。けれど、しばらく読み進めていくうちに気づくことがある。そういう加害者の抱く身勝手な怒りや憎悪は、自分の周りで見聞きする恋愛の悩みと、言葉の上ではそんなに変わら



「ストーカー」は何を考えているのか

小早川明子著
新潮新書
定価 778 円

ないことを。

「初めのうちは何でも悩みを聞いてくれて、一生、ずっと一緒にいたいと思いました。でも、僕がうつで仕事をクビになったら態度が変わった。彼女が善人か悪人か知りたくて、それが分からずに振り回された。腹が立って彼女を苦しめたくなり（略）」ストーカー加害者の肉声だが、この程度の恋愛の愚痴や後悔を聞かされることはあり、「ふつう」の失恋の痛手と違う。何かのリミッターが外れてしまうことで行動がエスカレートするのだろう、言い訳そのものはむしろありふれている。

さらにページを繰っていくと、もっと重大なことに気づく。恋愛に落ちているときには、自分だってこのくらいのことはしたことがあるではないか、あるいは、もっと非常識なことだって！と、自身の記憶が想起される。メールの返事を過度に求めたり、携帯を覗く人だって珍しくない。そう、著者自身が加害者のなかに自分を見いだしたように、少なからずの読者もその間に自分の影を重ねることができるのだ。

考えてみれば、恋愛そのものが不可解な現象ではないか。さして知りもしない相手のことが近くく感じられ、それに執着せずにはいられない。妄想的に相手の気持ちを解釈しがちになり、その行動や感情を支配したくなる…。特定他者への情動の制御が上手いかわなくなるのが恋愛なら、ストーキングも定義としてはそれほど相違がない。ただ、それが度が過ぎた暴力性をはらんでいるだけ。

そのことを理解したら、ストーキングはもはや他人事ではなくなる。いつ自分のリミッターが外れるかわからないし、身近な誰かの感情が暴発するかもしれない。予防策としては、他者との関わりをもっとていねいに心がけることくらいしかないだろう。

私たちはそんな時代環境を生きていることを、ゆめゆめ忘れてはならない。 (作家 伏見憲明)

▶▶ **9月6日(土) 13:15 ~ 16:15** ◀◀

関西性教育研修セミナー2014 夏 「射精する身体～男子の性と教育～」

日本の性教育を牽引し、大学でセクソロジー（性科学）の教鞭をとる村瀬幸浩氏をお招きし、悩み多き男子の性の実態と「再生」するための性教育の未来について左記のテーマでお話しいただく。本セミナーとしては「オトコの性、神話と科学」(2013 夏)に続く、「オトコと性」を深く掘り下げるシリーズ第2弾。

講師 村瀬幸浩氏（私立高校体育科教諭を経て1989年より一橋大学講師。科目は「セクソロジー」。1982年“人間と性”教育研究協議会設立に参画、現在は同会幹事、及び同会編集『季刊SEXUALITY』副編集長）
※講演 90 分、参加者とのディスカッション 60 分

会場 大阪府立大学「I-site なんば」A 1 室（南海なんば第1ビル2F）
大阪市浪速区敷津東2-1-41 TEL 06-7656-0441（代表）※会場の問い合わせのみ

参加費・申込み先等

参加費：一般 1,000 円、NPO 関係者 500 円、学生無料 **定員**：40 名 **主催**：関西性教育研修セミナー運営委員会
協賛：日本性教育協会
申込み先：E-mail higashi@sw.osakafu-u.ac.jp（お名前・所属・連絡先を明記してお申込下さい）

関西性教育研修セミナー運営委員会は、性教育と性の健康に関する研修の企画と実施などの活動を行っています。学校や地域での性教育や性の健康に関する取り組みを進め、性の課題に関するさまざまな人がつながること、そして性教育を次世代につなげていくことを目指して活動しています。

9/7(日)
10:00~16:30

世界性の健康デー(WSHD)記念イベント@東京

東京性教育研修セミナー2014 夏

Sexual Health: the wellbeing of Sexuality

「性の健康、性的にいい状態であること」

内容 ワールドカフェ

11:00 ~ 12:00 「普通の人の普通の性とは？」大人の性は自己責任。あなたの性は充実していますか？
やまがたてるえ、片岡侑史、花堂晴美

講演会「当事者性を語る」

13:30 ~ 14:30 「女性目線の人工妊娠中絶のあり方」刑法堕胎罪あり、中絶ビルなし、旧式の手術方法の日本ではいいの？（早乙女智子）

15:00 ~ 16:00 「ありのままの自分を愛するということ」独自の世界観で書き上げる子どもの絵を通して（こうぶんこうぞう）

会場 ルークホール（東京都四谷、持田製薬本社ビル）

定員・参加費・問い合わせ

参加費／大人 1,000 円（18 歳未満は無料、親同伴のみ可）。 **対象**／専門学校生、大学生以上。

主催／世界性の健康デー記念イベント実行委員会。 **共催**／性と健康を考える女性専門家の会。 **協賛**／日本性教育協会、ほか。

問合せ先／E-mail kongo.tomow@gmail.com 以下の項目をご記入のうえ、左記メールアドレスにお申し込みください。

①お名前、②学生の方は学年、③お勤めの方はご職業（ご専門）、④年齢（20 代、30 代など）、⑤コメント（いただいたコメントは匿名で事前にホームページに掲載または当日の資料に使用させていただくことがございます）。

10月11日(土) 13:00～17:00

日本性科学連合 (JFS) 第15回性科学セミナー

「技術の進歩は私たちの性をどう変えたか」

内容 **講演**「技術の進歩は私たちの性をこう変えた」
北村邦夫 (一般社団法人日本家族計画協会)、「若者の性調査にみる青少年の性行動の分極化：女子の自慰に着目して」守如子 (関西大学社会学部)、「LINE、メールで繋がる、恋愛、デートDV」上村茂仁 (ウイメンズクリニック上村)、「性感染症アウトブレイクの発見と対応における技術の進歩」中瀬克己 (岡山大学医療教育統合開発センター GIM センター) ほか。

会場 岡山大学医学部鹿田キャンパス
(岡山県岡山市北区鹿田町 2-5-1)

主催・問い合わせ等

参加費／3000 円 (学生 1000 円)

主 催／日本性科学連合

後 援／日本性教育協会、(一社) 日本家族計画協会、日本性科学会、日本思春期学会、日本性機能学会、(一社) 日本性感染症学会、(公財) 性の健康医学財団

問合せ先／日本性科学連合 (JFS) 事務局 TEL080-1242-5025

E-mail : info@jfs1996.jp http://www.jfs1996.jp

10月12日(日) 9:00～

第34回日本性科学学会 (JSSS) 学術集会 ～メインテーマ「生殖と性」～

内容 **会長講演**「生殖と性：社会を知り社会に発信する」中塚幹也 (岡山大学ジェンダークリニック)

シンポジウムⅠ「各種の疾患と性」各種疾患の診断、治療に伴い変化する「性機能」と「性への気持ち」(性同一性障害と性、子宮けい癌と性、乳がんと性)

シンポジウムⅡ「性教育でジェンダー、セクシュアリティ、生殖を取り上げる」学校でジェンダー、セクシュアリティ、生殖の基礎知識を教えることはできる？
ほか。

会場 岡山大学医学部鹿田キャンパス
(岡山県岡山市北区鹿田町 2-5-1)

主催・問い合わせ等

参加費／5,000 円 (学生 1,000 円)

主 催／日本性科学会

問合せ先／岡山大学大学院保健学研究科中塚研究室

TEL & FAX 086-235-6538

E-mail : 34thjsss@gmail.com

URL http://34th-jsss.kenkyuukai.jp/

第24回関東甲信越静性教育研究大会 (長野大会)

基本テーマ「性教育によって育まれる未来とは」

～子どもたちの健やかな成長と輝かしい未来のためにできること～

【期 日】 2014 年 11 月 1 日 (土) 10:00～16:00 (受付開始 9:30)

【場 所】 TOiGO 長野市生涯学習センター (長野市鶴賀問御所町 1200)

【主 催】 長野県性教育研究会、全国性教育研究団体連絡協議会、関東甲信越静性教育研究団体連絡協議会

【内 容】

(1) 市民公開講座「お父さん出番ですよ。子どもに性をどう語るか、子どもはそれをどう受け止めたか？」

①体験発表「私とピア」②講演「産婦人科医師として、父親としての性教育」③親子トークライブ

(2) 課題別研究協議：第1分科会「せっかくだから聞いて話してみませんか？」、第2分科会「性犯罪の加害者への教育、メンタルの背景。加害者を変えていけるのか」、第3分科会「ネットの中のコミュニティとその裏側を知る」、第4分科会「思春期ピアカウンセラー交流会」

【参加対象者】 幼・保・小・中・高・特別支援学校・専門学校・大学の教職員および学生、保護者・カウンセラー、医療・保健・福祉・司法関係者、弁護士・保護司・思春期ピアカウンセラー・性教育に関心のある方。

【定員・参加費】 300 名 (うち公開講座のみの参加 100 名) 資料代 2,000 円 (学生は 1,000 円) 公開講座のみ 500 円

【申し込み方法】 郵便振り込み。締め切り：9 月 20 日 (土)

【問い合わせ】 〈大会事務局〉北信保健福祉事務所 健康づくり支援課 松本清美

電話 0269-62-6104 FAX 0269-62-6036 E-mail:hokuho-kenko@pref.nagano.lg.jp

LGBT 応援企画「十人十色展」

日蘭交流の国際貿易港として、ヨーロッパ最先端の文化と価値観を受け入れ、発展してきた平戸。世界に先駆けて「同性婚」を合法化し、国を挙げてLGBT 権利尊重に取り組むオランダ。400年の時を越えて、「平戸オランダ商館」を舞台に平戸とオランダ、世界各地へと「LGBT」((L) レズビアン、(G) ゲイ、(B) バイセクシュアル、(T) トランスジェンダーの総称) をテーマに新たな架け橋を結びます。

【会 期】 2014年9月14日(日)～10月31日(金) 【会館時間】 8:30～17:30

【会 場】 平戸オランダ商館(長崎県平戸市大久保町2477) 【入館料】 300円

【展示内容】

☆LGBT 写真展(オランダ・PRIDE PHOTO AWARD、日本・木下幸二氏の作品)

☆オープニングセレモニー(9月13日(土)18:30～)

内覧会、オープニングパーティ、シンガーソングライター響子・hibikiko- アコースティックライブ

参加費無料。事前予約制、定員になり次第締め切り。〈問合せ先〉平戸オランダ商館(TEL0950-26-0636)

☆トークライブ・映画上映会(9月27日(土)18:30～19:30)

出演:眞野豊、小嶋(こいわ)ローマ

タイトル:LGBT 研究の最前線～ゲイ教員とカミングアウトした経験を踏まえて～

☆LGBT ドキュメンタリーレポート上映会(9月27日(土)19:30～20:30)

Strijders voor de Liefde(愛のために闘う人々～オランダからのレポート)

オランダをはじめとして、ウガンダ、南アフリカ、クロアチアのLGBTの現状を紹介するドキュメンタリー

「若者の性」白書

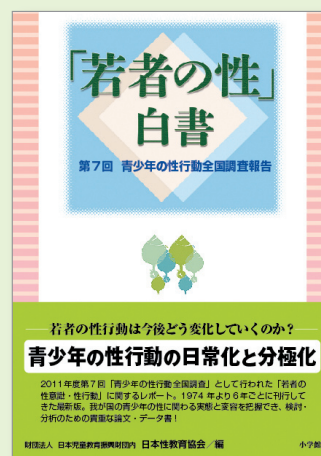
好評
発売中!!

第7回 青少年の性行動全国調査報告

2011年度第7回「青少年の性行動全国調査」として行われた「若者の性意識・性行動」に関するレポート。

◆主な内容◆

- 序 章 第7回「青少年の性行動全国調査」の概要
- 第1章 青少年の性行動の低年齢化・分極化と性に対する新たな態度
- 第2章 欲望の時代からリスクの時代へ
—性の自己決定をめぐるパラドクス—
- 第3章 青少年の家庭環境と性行動
—家族危機は青少年の性行動を促進するのか—
- 第4章 消極化する高校生・大学生の性行動と結婚意識
- 第5章 青少年にみるカップル関係のイニシアチブと規範意識
- 第6章 高校生・大学生の避妊に関する意識と行動
—避妊行動の分化に着目して—
- 第7章 現代日本の若者の性的被害と恋人からの暴力
- 第8章 自慰経験による女子学生の分化
- 第9章 性情報源として学校の果たす役割
—性知識の伝達という観点から—
- 付表Ⅰ 「青少年の性に関する調査」調査票
- 付表Ⅱ 基礎集計表(学校種別・男女別)



編／財団法人日本児童教育振興財団内
日本性教育協会
発行／小学館

本体2,200円+税 ● A5判256ページ
全国の書店にてご購入できます!